



2025年2月10日

各位

会社名 ZETA 株式会社
代表者名 代表取締役社長 山崎 徳之
(コード番号：6031 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 森川和之
(TEL.03-5779-6250)

(開示事項の追加説明)「抱合せ株式消滅差益計上の取消し、及び、過年度の決算の訂正の見込み、並びに 2024 年 12 月期決算発表延期のお知らせ」についての追加説明に関するお知らせ

2025年2月4日に開示いたしました「抱合せ株式消滅差益計上の取消し、及び、過年度の決算の訂正の見込み、並びに 2024 年 12 月期決算発表延期のお知らせ」における、過年度の決算の訂正につきまして、検討の状況をお知らせいたします。

記

1. 売上の計上の時期について

現在検討している訂正内容は、当社の売上の計上のタイミングについてでございます。

当社の過年度の決算において、プロジェクトの長期化などにより入金サイトが長くなっているものの一部について、過去の決算における売上をいったん取消し、当該売上を、当該取消しをした期以降の決算期に改めて計上する、という内容です。

従いまして、取消しをする売上の総額と、改めて計上する売上の総額は、同額となります。

2. 訂正による財務諸表等における影響

どの売上を訂正の対象とするか等については、継続して監査法人アヴァンティアと誠実に協議をして参ります。

過年度決算を訂正することとなる場合、当社の損益計算書において、過年度決算における売上が減少することとなります。また、当社の貸借対照表において、売掛金と純資産が減少することとなります。売掛金は、財務諸表に記載されない受注残として扱われることとなります。なお、該当の売掛金に関する契約書は全て適正な証憑として存在しています。

また、過年度決算を訂正することとなる場合であっても、当社におけるキャッシュフローの変更はありません。

3. 抱合せ株式消滅差益について

抱合せ株式消滅差益(※もしくは差損)とは、企業の合併時に、被合併企業の財務内容等によって、合併企業の単体決算に特別利益(※もしくは特別損失)として計上されうるものとなります。

4. 当社の取り組みについて

当社の事業環境は好調でございますが、当社といたしましては、さらなる企業成長を促進していくため、営業、技術、企画という事業部門、及び、管理、人事総務等の間接部門における業務プロセスの品質において、より一層の向上を目指し、株主の皆様、クライアントの企業様、及び社会にとって、より良い存在となれるよう誠実に努めて参ります。

この度は、ご心配をお掛けしておりますことにつきまして、改めて心よりお詫び申し上げます。株主の皆様からの一刻も早い信頼の回復を目指して、全力で取り組んで参ります。

以上